

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成28年4月20日

【発行者名】

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 山本 幸次

【本店の所在の場所】

東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

【事務連絡者氏名】

太田 裕之

【電話番号】

03 - 4530 - 7093

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】

ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープン

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券の金額】当初申込期間 1,000億円を上限とします。
継続申込期間 5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープン

（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託振替受益権です（以下「受益権」といいます。）。

当初元本は1口当り1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間 1,000億円を上限とします。

継続申込期間 5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

当初申込期間 1口当たり1円とします。

継続申込期間

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、申込みの受け付けは、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに受付けたものを当日の受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、お申込日が米国もしくは英国の取引所 または銀行の休業日に当たる場合は、原則としてお申込みできません。

収益分配金の再投資を行う場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価を行って得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)を、計算日における受益権総口数で除して求めた1口当たりの金額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。

以下同じとします。

基準価額は、販売会社（下記「(8)申込取扱場所」の項をご参照ください。）にてご確認いただけます。また、下記においてもご照会いただけます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com

（５）【申込手数料】

申込み手数料はありません。

（６）【申込単位】

申込単位は、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳細については販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

当初申込期間 平成28年5月6日

継続申込期間 平成28年5月9日から平成29年7月14日まで

ただし、お申込みの取扱いには日本における販売会社の営業日に限り行われます。

また、お申込日が米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日に当たる場合は、原則としてお申込みはできません。

申込み（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記の照会先までお問い合わせください。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com

（９）【払込期日】

当初申込期間

当初設定にかかる発行価額の総額は、販売会社により当初設定日（平成28年5月9日）に、委託会社の指定する口座を経由して、当ファンドの受託会社である三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間

ファンドの受益権の申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは、販売会社にお問い合わせください。）までに、お申込代金をお申込みの販売会社に支払うものとします。振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受付けた販売会社とします（上記「(8)申込取扱場所」の項をご参照ください。）。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】

申込みの方法等

当ファンドの受益権のお申込みは、原則として米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日を除き、申込期間における毎営業日受付けます。信託財産の運用が円滑に行えるよう、お申込みの受付けは、販売会社の毎営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設のうえ、取得申込みを行います。その際、「自動けいぞく（累積）投資コース」をお申し込みいただく方は、お買付に際して、当ファンドに係る「自動けいぞく（累積）投資契約」（別の名称で同様の内容を有する契約を含みます。）を取扱会社との間で結んでいただきます。ただし、自動けいぞく（累積）投資コースを申し込まれた場合でも、分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することもできます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込の受付けの取消し

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた受益権の取得申込の受付けを取り消すことができます。

お申込み代金の利息

お申込み代金には利息を付けません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」

に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度では

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは主として外国投資信託「^{スバイダー}SPDR バークレイズ新興国債券 UCITS ETF¹」受益証券への投資を通じて、実質的に新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券へ幅広く分散投資することにより、中長期的にバークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス²（円ベース）に連動する投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

1 正式名称：SPDR[®]Barclays Emerging Markets Local Bond UCITS ETF

2 正式名称：Barclays Emerging Markets Local Currency Liquid Government Index

また、主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資を行い、安定した投資成果の獲得をめざす親投資信託「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」受益証券にも投資を行います。

米国ボルカー・ルール³の適用により、マザーファンド名称に社名等の使用が禁止されたため、2016年5月末を目途に「短期国債マザーファンド」に変更する予定です。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。

また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 (商品) 資産複合 ()	インデックス型 特殊型

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■ 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型投信・追加型投信	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ()	日経 225
	年 2回	日本			
	年 4回	北米			
債券 一般 国債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6回 (隔月)	欧州			
	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	T O P I X
	日々	オセアニア			
		中南米			
不動産投信	その他 ()	アフリカ			
その他資産 (投資信託証券 (債券))		中近東			その他 (パークレイズ・エ マージング・マー ケッツ・ローカル・ カレンシー・リキッ ド・ガバメント・イ ンデックス (円ペー ス))
		(中東)			
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型		エマージング			

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■ 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (債券))	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、当ファンドにおける組入資産は、投資信託証券です。
決算頻度	年 1 回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を除く)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産 (日本を除く) を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象 インデックス	その他	「その他」とは日経225またはT O P I Xにあてはまらない全てのものをいいます。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

ファンドの目的

主として外国投資信託^{スライダー}「SPDRバークレイズ新興国債券UCITS ETF」受益証券への投資を通じて、実質的に新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券へ幅広く分散投資することにより、中長期的にバークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス(円ベース)に連動する投資成果の獲得をめざして運用を行うことを基本とします。

ファンドの特色

- 1 外国投資信託への投資を通じて、新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券市場に投資すると共に、マザーファンドへの投資を通じて、日本の短期公社債市場に投資します。
 - バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス^{スライダー}*1に連動する投資成果の獲得をめざす外国投資信託「SPDRバークレイズ新興国債券UCITS ETF」^{スライダー}*2受益証券を主要投資対象とし、組入比率は原則として高位を維持します。
 - ※1 正式名称は「Barclays Emerging Markets Local Currency Liquid Government Index」といい、バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス(円ベース)は、構成通貨をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円換算のうえ合成して指数化したものです。
 - ※2 正式名称は「SPDR® Barclays Emerging Markets Local Bond UCITS ETF」といい、後掲する「投資対象とする投資信託の概要」をご参照ください。
 - 主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資を行い、安定した投資成果の獲得をめざす「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」^{スライダー}受益証券にも投資を行います。
 - ※ 米国ボルカー・ルール^{スライダー}の適用により、マザーファンド名称に社名等の使用が禁止されたため、2016年5月末を目途に「短期国債マザーファンド」に変更する予定です。
- 2 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式およびファミリーファンド方式を併用して運用を行います。
 - ※ファンド・オブ・ファンズ方式およびファミリーファンド方式については、「ファンドの運用の仕組み」をご覧ください。
- 3 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
 - したがって投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。

ファンドの運用の仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式およびファミリーファンド方式を併用して運用を行います。投資家からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、ファンド・オブ・ファンズ方式とは、その資金の一部を外国投資信託などの他ファンドの受益証券に、ファミリーファンド方式とは、その資金の一部をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、それぞれの受益証券の損益はすべてベビーファンドに還元されます。



※マザーファンドには、「ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープン」以外にも、当該マザーファンドに投資する他のファンド(ベビーファンド)があります。

投資対象とする外国投資信託の概要

スバイダー SPDRバークレイズ新興国債券UCITS ETF

運用の基本方針	新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券の動きに連動するバークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックスの価格と利回りに、経費控除前で、おおむね連動する投資成果を上げることを目標とします。
主要投資対象	新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券
運用報酬等	純資産総額に対して年率0.50%程度（運用報酬等は、本書作成日現在における料率であり、将来変更される可能性があります。）
運用会社	SSGAファンド・マネジメント・インク（SSGA Funds Management, Inc.）

＜SSGAファンド・マネジメント・インクの概要＞

SSGAファンド・マネジメント・インクは、2001年に米国（マサチューセッツ州ボストン市）において設立された運用会社であり、ステート・ストリート・コーポレーションの100%子会社です。同社は米国証券取引委員会（SEC）に登録された運用会社として、上記の上場投資信託（ETF）を始めとして多くの「SPDR^{スバイダー}トラスト・シリーズ」のETFなどを運用しています。なお、SSGAとは、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズのイニシャルです。

投資対象とするマザーファンドの概要

ステート・ストリート短期国債マザーファンド

運用の基本方針	主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資し、安定した投資成果の獲得をめざして運用を行います。
主要投資対象	日本の短期公社債等
投資態度	・満期1年以内の日本の国債を主要投資対象とします。 ・公社債の組入比率は原則として高位を維持します。

主な投資制限

1. SPDRバークレイズ新興国債券UCITS ETFおよびマザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
2. 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
3. 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

収益分配方針

毎決算時（原則として4月15日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等全額とします。
 - ② 分配対象収益についての分配方針
分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
 - ③ 留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
- なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いについて保証するものではありません。

■ 収益分配金に関する留意事項

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（２）【ファンドの沿革】

平成28年5月9日 信託契約締結、設定、運用開始（予定）

（３）【ファンドの仕組み】

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式およびファミリーファンド方式を併用して運用を行います。

投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、ファンド・オブ・ファンズ方式とは、その資金の一部を外国投資信託などの他ファンドの受益証券に、ファミリーファンド方式とは、その資金の一部をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、それぞれの受益証券の損益はすべてベビーファンドに還元されます。



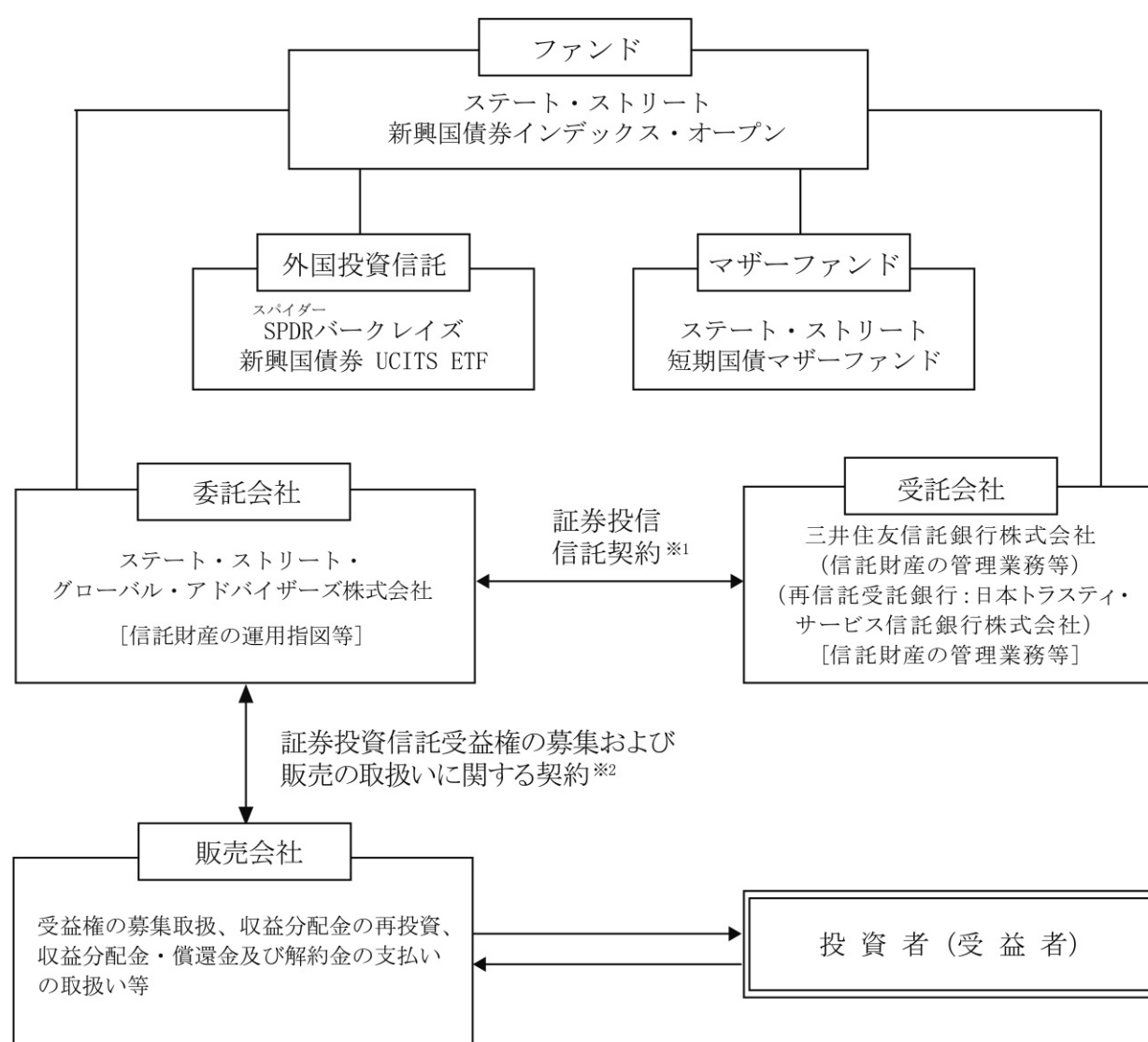
マザーファンドには、「ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープン」以外にも、当該マザーファンドに投資する他のファンド（ベビーファンド）があります。

ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）
委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- 2) 三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。
- 3) 販売会社
販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



1 信託契約

委託会社、受託会社および受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項、信託の元本、収益の管理および運営に関する事項等が定められます。

なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが信託契約を締結することにより成立します。信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基づいて締結されます。

2 証券投資信託受益権の募集および販売の取扱いに関する契約

販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

委託会社の概況（平成28年1月29日現在）

1) 資本金

3億1千万円

2) 沿革

平成10年 2 月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
平成10年 3 月31日	投資顧問業の登録
平成10年 8 月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年 9 月30日	投資一任契約に係る業務の認可
平成10年 9 月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得

平成19年 9 月30日 金融商品取引業者の登録

平成20年 7 月 1日 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に
商号変更

3) 大株主の状況

(平成28年1月29日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー	6,200株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

SPDRバークレイズ新興国債券UCITS ETF受益証券（以下「SPDR新興国債券ETF」といいます。）およびステート・ストリート短期国債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

主として外国投資信託「SPDRバークレイズ新興国債券UCITS ETF」受益証券への投資を通じて、実質的に新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券へ幅広く分散投資することにより、中長期的にバークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス（円ベース）に連動する投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。SPDR新興国債券ETFの組入比率は原則として高位を維持し、マザーファンド受益証券の組入れも行います。

外貨建資産およびSPDR新興国債券ETF組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限り、以下同じ。）を行うことができます。信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

信託財産の効率的な運用に資するため等、運用上必要と認めるときには、委託会社もしくは委託会社の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）が設定または運用する国内外投資信託証券等に投資する場合があります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2)【投資対象】

委託会社は、信託金を、主として外国投資信託「SPDRバークレイズ新興国債券（現地通貨建て）ETF」受益証券およびステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ステート・ストリート短期国債マ

ザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します(信託約款第15条)。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- 21) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 22) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、上記1)の証券または証書、上記12)および17)の証券または証書のうち上記1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち上記2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます(信託約款第15条第2項)。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます(信託約款第15条第3項)。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下同じ。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません(信託約款第15条第4項)。

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません(信託約款第15条第5項)。

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません(信託約款第15条第6項)。

上記 から において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券ならびに株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます(信託約款第15条第7項)。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として4月15日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等全額とします。

分配対象収益についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いについて保証するものではありません。

< 収益分配金に関する留意事項 >

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（５）【投資制限】

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- 1) SPDR新興国債券ETFおよびマザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3) 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません
- 4) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします
- 5) 新株引受権証券および新株予約権証券の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 6) デリバティブ取引は、後記 2) 3)および4)の範囲で行います。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることと

なった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

信託約款上のその他の投資制限

1) 投資する株式等の範囲(信託約款第18条)

委託会社が投資することを指図する株式は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能なものに限り、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

2) 先物取引等の運用指図(信託約款第19条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

3) スワップ取引の運用指図(信託約款第20条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。

- (d) 上記(c)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 4) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款第21条)
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 5) 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第23条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- (b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 6) 公社債の空売りの指図範囲(信託約款第24条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記(a)の売付けの指図にあたっては、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 7) 公社債の借入れ(信託約款第25条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 上記(a)の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 上記(a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

8) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

9) 外国為替予約取引の指図および範囲(信託約款第27条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b) 上記(a)の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(c) 上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(d) 上記(a)および(b)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

10) デリバティブ取引等にかかる投資制限（信託約款第22条）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（参考）「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」の投資方針の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」には、当ファンドと同様の投資リスクがあります。「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」の投資方針の概要は、以下の通りです。

(1) 基本方針

この投資信託は、主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資し、安定した投資成果の獲得を目指して運用を行います。

(2) 運用方法

1. 投資対象

日本の短期公社債等を主要投資対象とします。

2. 投資態度

満期1年以内の日本の国債を主要投資対象とします。

公社債の組入比率は原則として高位を維持します。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われるデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限り、以下同じ。）を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生し

た場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(3) 投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(a)有価証券

(b)デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限りません。以下同じ。）

(c)金銭債権

(d)約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

(a)為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) 株券または新株引受権証書

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10) コマーシャル・ペーパー

11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

13) 投資証券もしくは投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）

15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

18) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1)の証券または証書、上記15)の証書のうち上記1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2)から6)までの証券ならびに上記15)の証書のうち上記2)から6)まで

の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記12)および13)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(4) 主な投資制限

公社債の投資割合には制限を設けません。

満期1年を超える公社債への投資は行いません。

株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能なものに限り、投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券の投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブ取引は、約款第16条、第17条および第18条の範囲で行います。

デリバティブ取引等にかかる投資制限（信託約款第18条の2）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

■ ベンチマーク

パークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス

パークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックスは、パークレイズ・インクおよびその関連会社（以下、総称して「パークレイズ」といいます。）の商標であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下、「SSGA」といいます。）は使用許諾を得ています。当ファンドは、パークレイズによって支持、保証、販売、販売促進されるものではありません。パークレイズは、特定の情報、データ、トレードマーク、トレードネームの所有者であり、当ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、明示的にも暗示的にも、有価証券全般の投資適合性について何ら表明または保証するものではありません。当インデックスは、SSGAおよび当ファンドが関与することなく、パークレイズによって決定、作成、計算されます。パークレイズは、当インデックスに関する決定、作成および計算について、SSGAおよび当ファンドの保有者の要望等を考慮せずに行ないます。

パークレイズは、当ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、当ファンドを現金に償還する計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。パークレイズは、当ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関する義務または責任を何ら負うものではありません。

パークレイズは、当インデックスおよびそれに含まれるデータ、あるいは、当インデックスの使用許諾に基づいてSSGA、当ファンド、その他いかなる者が当インデックスから得たデータに対し、その品質、正確性、完全性について、いかなる責任も負わないものとします。パークレイズは、当インデックスまたはそれに含まれる一切のデータに関して、商品性または特定の目的・使用における適合性を明示的にも暗示的にも保証するものではなく、かつ、それら一切の保証を免除されることをここに明示します。

前記事項を制限することなく、たとえ特別な損害、懲罰的損害、間接的損害、拡大的損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、パークレイズは、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク特性

当ファンドは、主に外国投資信託受益証券への投資を通じて、実質的に新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券に分散投資を行います。主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合がありますので、受益権のお申込者はこの点を充分にご理解頂いたうえ、当ファンドの受益権へのお申込みを行ってください。なお、当ファンドは、金融機関の預金とは異なり、元本が保証されている商品ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、すべて当ファンドの受益者に帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

金利変動リスク

当ファンドは、新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券を実質的な投資対象としていることから、金利変動リスクを伴います。一般に、公社債等の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。従って、金利が上昇した場合、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

当ファンドは、新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券を実質的な投資対象としていることから、公社債等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。従って、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

なお、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合（マザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む）にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動

する可能性があります。また、金融商品取引の相手方や受託会社の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

為替変動リスク

当ファンドの実質的な投資対象である新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。一般に、主な為替相場の変動要因としては、金利変動、中央銀行等による政策金利の変更または為替介入、政治的要因等があります。

流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

ファンド・オブ・ファンズ方式のリスク

当ファンドは、複数の投資信託に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います、当ファンドの信託期間が終了する以前に、主要投資対象とする投資信託が存続しないこととなった場合や組入ができなくなった場合には当ファンドは繰上償還となります。

また、投資対象の投資信託が上場されている場合は、市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する投資信託を大量に売却しなければならない状況においては、投資信託の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

一方、上場されていない場合は、他の投資家による追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当投資信託において有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担が当投資信託の基準価額に影響を及ぼすことがあるため、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国（投資対象国）における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

資産担保証券のリスク

MBS、ABS等（資産担保証券）の期限前償還リスクを伴う債券は、資産担保証券の原資産となっている住宅ローンや自動車ローン等は、一般的に金利が低下すると借換えによる返済が増え、逆に金利が上昇すると借換えによる返済が減少する傾向があります（期限前返済は金利変動の他にも様々な要因の影響を受けます。）。一般的に金利が低下した場合、低金利ローンへの借換えが増加することにより資産担保証券の期限前償還が増加し、当初期待した利回りでの再投資ができない可能性、もしくは証券を額面価額より高く購入している場合、償還損を被る可能性等があります。こうした要因により当ファンドの基準価額が下落することがあります。なお、金利変動の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の特性によっても異なります。

MBSは多数の住宅ローンを保担保として発行されますので、担保となる住宅ローンの中にはいわゆるサブプライムローン（信用力の低い個人向け住宅融資）と考えられる信用力の低いものも一部含まれています。また、資産担保証券の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、または、できなくなることが予想される場合には、資産担保証券の価格が大きく下落することもあります（債務不履行の場合、予定されていた利息および償還金が支払われないこともあります。）。

資産担保証券を売買しようとする際に、市場の流動性が著しく低下している場合があります。この場合、資産担保証券の価格が大きく変動することがあり、これに伴い当ファンドの基準価額が大きく乱高下することがあります。

デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による当ファンドおよびマザーファンドへの影響を低減するために用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

パッシブ運用のリスク

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託およびマザーファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマーク（参考指数）とするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネジャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

マザーファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

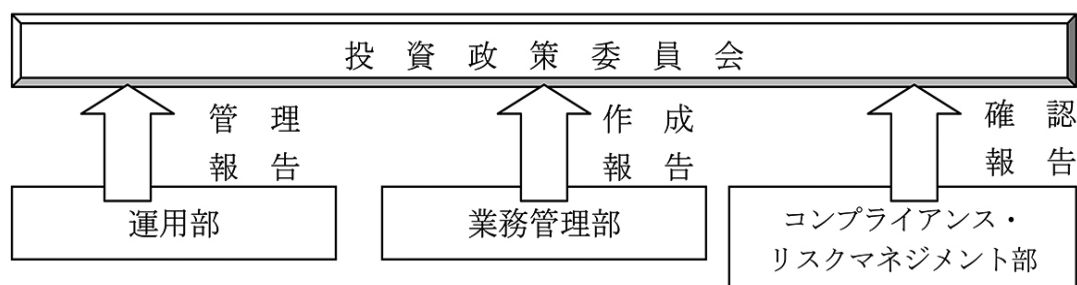
ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式も併用して運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(3) リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは信託約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対参考指数超過リターンの算出と要因分析を行います。

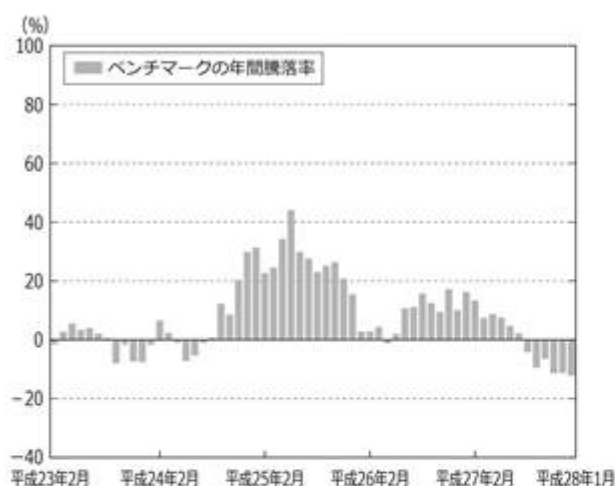
コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

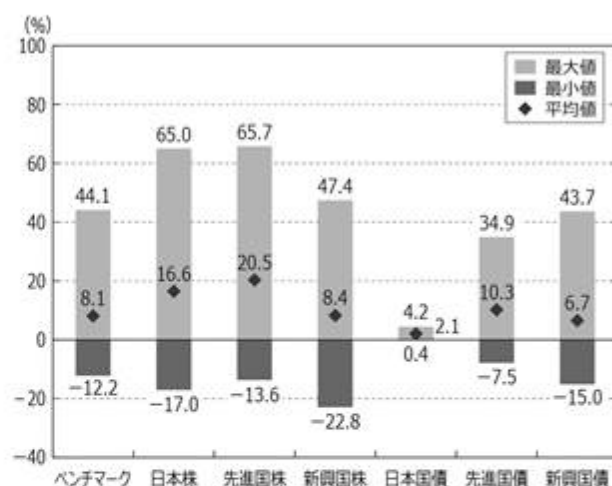
上記リスクに対する管理体制は平成28年1月19日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報> 代表的な資産クラスと騰落率の比較等

<ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>



<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>



※有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額および当ファンドの年間騰落率はありません。

※年間騰落率は当ファンドがベンチマークとするバークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス(円ベース)の騰落率を用いております。

※代表的な資産クラスを表す指数の年間騰落率は、平成23年2月～平成28年1月の5年間の各月末における直近1年前を対比して計算(1年未満の場合は年換算)しております。

※平均値・最大値・最小値は、同期間の各月末における年間騰落率の該当値を表示しています。

※代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しております。

■「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料、はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料は、ありません。

ただし、換金（解約）時に信託財産留保額（換金申込日の翌営業日の基準価額に0.05%を乗じて得た額）が差し引かれます。

(3)【信託報酬等】

当ファンドから支払われる信託報酬は、以下の支払先が行う当ファンドに関する業務の対価として、当ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、以下の支払先に対してそれぞれ以下のとおり支払われます。

		報酬額（年率）	役務の内容
信託報酬率合計		0.1296%（税抜0.12%）	
配分	委託会社	0.0864%（税抜0.08%）	委託した資金の運用の対価
	販売会社	0.0108%（税抜0.01%）	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	0.0324%（税抜0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

（注）SPDR新興国債券ETFにおいて、別途、運用報酬等として純資産総額に対し年率0.50%を乗じて得た額が控除され、実質的な信託報酬は合計で年率0.6296%程度となります。

なお、SPDR新興国債券ETFの運用報酬等は、当資料の作成時点における料率であり、将来変更される可能性があります。

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託会社と受託会社との間の配分は別に定めます（信託約款第39条）。

上記の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します(信託約款第38条第1項)。

信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します(信託約款第38条第2項)。

上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます(信託約款第38条第3項)。

上記のほか、信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担頂く場合があります。上記費用の合計額は、財務諸表の監査費用約款によりを除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われ、日本の居住者（法人を含みます。）である受益者については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

■ 個人、法人別の課税について ■

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行われます。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加されます。

税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、平成28年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

ファンドの運用は平成28年5月9日より開始される予定であり、本書作成日現在、当該事項はありません。
ファンドの運用状況については、有価証券報告書に記載されます。

（１）【投資状況】

該当事項はありません。

（２）【投資資産】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

< 参考情報 >

親投資信託受益証券（ステート・ストリート短期国債マザーファンド）

（１）投資状況

（平成27年9月30日現在）

種類	国 / 地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	22,637,503,000	38.31
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		36,447,216,704	61.69
純資産総額		59,084,719,704	100.00

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（平成27年9月30日現在）

順位	国 / 地域名	種類	銘柄名	利率（％）	償還日	数量（額面）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	国債証券	第94回利付国債（5年）	0.600	2015/12/20	11,300,000,000	100.40	11,345,200,000	100.12	11,314,464,000	19.15
2	日本	国債証券	第96回利付国債（5年）	0.500	2016/03/20	10,000,000,000	100.46	10,046,300,000	100.23	10,023,000,000	16.96
3	日本	国債証券	第333回利付国債（2年）	0.100	2015/10/15	1,300,000,000	100.04	1,300,637,000	100.00	1,300,039,000	2.20
										投資比率：合計	38.31

（注１）全銘柄について記載しています。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
国債証券	—	38.31
合 計		38.31

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当する事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

（参考情報）運用実績

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

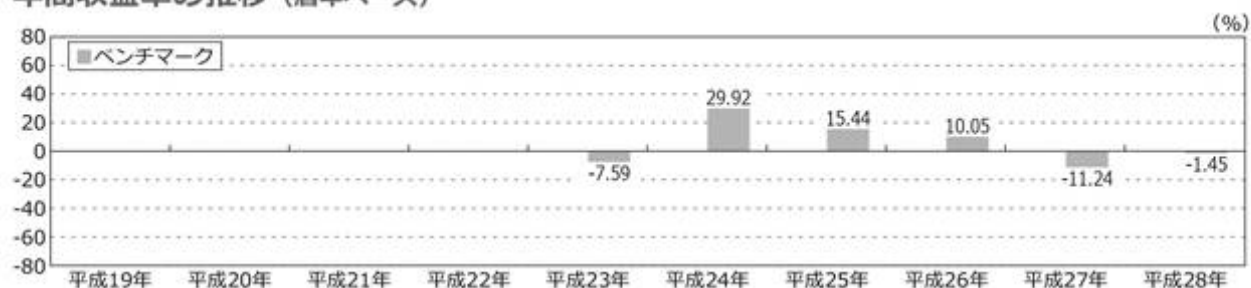
分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※上記は当ファンドがベンチマークとするバークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス（円ベース）の年間収益率です。

※平成28年の収益率は1月末までで算出しております。

※平成23年の収益率は1月17日（インデックス取得可能日）を起点に算出した数値です。

- 有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- 1) 原則として、原則として米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日の場合を除き、営業時間内においていつでも、お申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）にて申込取扱場所においてお申込みいただくことができます。なお、この場合のお申込みの受付は、販売会社の毎営業日の午後3時までとし、この時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 2) ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設のうえ、取得申込みを行います。
- 3) お申込単位は、販売会社が定める単位にて受け付けます。
- 4) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよび既に受付けた受益権の取得申込の受け付けを取り消すことができます（信託約款第11条第7項）。
- 5) 償還乗換えでこのファンドをお申込みになる場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を無料とします。

2【換金（解約）手続等】

- 1) 一部解約
 - (a) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、委託会社の承諾を得て各第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます（信託約款第45条第1項）。
 - (b) 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします（信託約款第45条第2項）。
 - (c) 上記(a)および(b)の規定にかかわらず、解約請求日が米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします（信託約款第45条第3項）。
 - (d) 委託会社は、上記(a)の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、上記(a)の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます（信託約款第45条第4項）。
 - (e) 上記(d)の一部解約の価額は、解約請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします（信託約款第45条第5項）。
 - (f) 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、上記(a)による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた上記(a)による一部解約の実行の請求を取り消すことができます（信託約款第45条第6項）。

(g) 上記(f)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記(e)の規定に準じて計算された価額とします(信託約款第45条第7項)。

2) 解約価額

解約価額は、販売会社又は委託会社においてご確認いただけます。ご照会方法の詳細については、後記3(1)3)をご参照ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、算出日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び信託約款第24条に定める借入公社債を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」)を、算出日における受益権口数で除して得た額をいいます。

なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額算出日の基準価額で評価します。ただし、上場している場合は、原則として、基準価額計算日の取引所の終値で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 証券会社、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の終値等で評価します。

2) 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

(受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：www.ssga.com

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は原則として無期限ですが、下記(5)1)の理由により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

- 1) この信託の計算期間は、毎年4月16日から翌年4月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成28年5月9日から平成29年4月17日までとします（信託約款第36条第1項）。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上記1)の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款の信託期間に定める信託期間の終了日とします（信託約款第36条第2項）。

（５）【その他】**1) 信託の終了**

・ 信託契約の解約（信託約款第46条第1項から第3項）

- （イ）委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合や組入ができなくなった場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ハ）委託会社は、上記（イ）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

・ 信託契約に関する監督官庁の命令（信託約款第47条第1項）

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

・ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い（信託約款第48条）

- （イ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- （ロ）上記イ）の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記3)の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

・ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い（信託約款第49条）

- （イ）委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- （ロ）委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

・ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い（信託約款第50条）

- （イ）受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記3)の規定にし

たがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 書面決議

・上記1) iの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします(信託約款第46条第4項)。

・上記1) i (ハ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います(信託約款第46条第5項)。

・上記1) (ハ)および上記 から の規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記1) . (ロ)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記1) (ハ)および上記 から までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません(信託約款第46条第6項)。

3) 信託約款の変更等（信託約款第51条）

・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

・委託会社は、上記 の事項（上記 の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

・上記 . の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

・上記 . の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

・書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

・上記 . から . までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

・上記各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

4) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が上記2 換金（解約）手続等 1)の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記1) .に規定する投資信託の解約または上記3)に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません(信託約款第52条)。

5) 運用報告書の交付

毎計算期間末（毎年4月15日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

6) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します(信託約款第54条)。

7) 募集・売出し契約の変更

委託会社と販売会社との間の募集・売出し契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・売出し契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

4【受益者の権利等】

受益権

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、信託約款の受益権の分割および再分割の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します(信託約款第5条)。この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません(信託約款第8条)。

収益分配金、償還金および一部解約金の支払い

- 1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います(信託約款第42条第1項)。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と受益権の取得申込者との間に結ばれた別に定める自動けいぞく投資約款にしたがった契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託会社の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。ただし、上記2 換金（解約）手続等1)により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、上記1)に準じて受益者に支払います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます(信託約款第42条第2項)。
- 3) 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載ま

たは記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます(信託約款第42条第3項)。

- 4) 一部解約金は、上記2 換金（解約）手続等 1)の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います(信託約款第42条第4項)。
- 5) 上記1) 3) 4)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします(信託約款第42条第5項)。
- 6) 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします(信託約款第42条第6項)。
- 7) 上記6)に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また上記6)に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします(信託約款第42条第7項)。
- 8) 受益者が、収益分配金については上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については上記3)に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します(信託約款第43条)。

議決権、受益者集会に関する権利

受益者には、議決権、受益者集会に関する権利はありません。

帳簿閲覧謄写請求権

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの運用は、平成28年5月9日より開始される予定であり、本書作成日現在、何ら資産を有していません。ファンドの経理状況については、有価証券報告書に記載されます。

委託会社は、有価証券報告書に記載するファンドの経理状況を表示する投資信託財産にかかる財務諸表の作成にあたっては、財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）および投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）の定めるところにより行います。

また、この財務諸表に財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）に定める監査証明を受けることとしております。

1【財務諸表】

（1）【貸借対照表】

該当事項はありません。

（2）【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

（3）【注記表】

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益者が委託会社に対して行う下記の手続きは、販売会社を通じて、委託会社に請求することにより行うことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。従って該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

< 受益権の譲渡 >

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

< 受益権の譲渡の対抗要件 >

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

< 受益権の再分割 >

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

< 償還金 >

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

< 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて >

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です(平成28年1月29日現在)。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です(平成28年1月29日現在)。

発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6,200株です(平成28年1月29日現在)。

最近5年間ににおける主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

平成28年1月29日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、合計113本であり、その純資産総額は1,326,229百万円です(親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。)

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表ならびに第19期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１．財務諸表

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (平成26年3月31日現在)			当事業年度 (平成27年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
(資産の部)			%			%
流動資産						
預金		7,950,582			8,366,245	
有価証券		34,680			38,658	
差入保証金		-			61,568	
前払金		16,211			34,267	
前払費用		14,721			16,572	
未収入金		603,386			631,179	
未収委託者報酬		503,082			620,043	
未収収益		21,586			20,425	
繰延税金資産		76,778			89,899	
流動資産計		9,221,030	97.5		9,878,861	97.4
固定資産						
有形固定資産		114,512			153,132	
建物附属設備	1	103,804			-	
器具備品	1	8,419			302	
リース資産	1	2,289			6,365	
建設仮勘定		-			146,463	
無形固定資産		1,407			804	
ソフトウェア	2	1,407			804	
投資その他の資産		116,869			108,598	
長期差入保証金		66,322			80,034	
繰延税金資産		45,696			23,714	
その他投資		4,850			4,850	
固定資産計		232,789	2.5		262,535	2.6
資産合計		9,453,819	100.0		10,141,396	100.0

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (平成26年3月31日現在)			当事業年度 (平成27年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
(負債の部)			%			%
流動負債						
預り金		23,420			35,845	
未払金		249,155			560,375	
未払手数料	122,594			135,048		
その他未払金	126,561			425,326		
未払費用		11,232			11,999	
未払法人税等		406,211			154,604	
未払消費税		31,826			89,514	
賞与引当金		57,068			53,368	
リース債務		4,910			-	
流動負債計		783,826	8.3		905,707	8.9
固定負債						

退職給付引当金		66,635			58,673	
長期リース債務		-			6,502	
固定負債計		66,635	0.7		65,175	0.6
負債合計		850,462	9.0		970,883	9.6
（純資産の部）			%			%
株主資本		8,603,357	91.0		9,170,513	90.4
資本金	310,000			310,000		
利益剰余金						
利益準備金	77,500			77,500		
その他利益剰余金						
別途積立金	31,620			31,620		
繰越利益剰余金	8,184,237			8,751,393		
純資産合計		8,603,357	91.0		9,170,513	90.4
負債・純資産合計		9,453,819	100.0		10,141,396	100.0

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

期 別 科 目	前事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日			当事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日		
	金 額	構成比		金 額	構成比	
営業収益		%			%	
委託者報酬				2,546,857		
投資顧問収入	2,386,697			1,644,728		
その他営業収益	1,524,966			37,200		
営業収益計	567,688			4,228,786	100.0	
営業費用	4,479,352	100.0				
支払手数料				590,805		
広告宣伝費	583,489			16,509		
公告費	15,984			1,190		
調査費	2,082			379,903		
調査費	408,932			257,107		
委託調査費	280,837			120,214		
図書費	126,204			2,581		
委託計算費	1,890			166,328		
営業雑経費	157,812			36,320		
通信費	29,404			5,792		
印刷費	5,633			7,774		
協会費	7,614			10,010		
諸会費	7,975			2,763		
その他	2,894			9,978		
営業費用計	5,286			1,191,058	28.2	
一般管理費	1,197,707	26.7				
給料				1,319,517		
役員報酬	1,314,409			337,945		
給料・手当	344,116			689,216		
賞与	692,068			257,155		
賞与引当金繰入額	232,545			35,199		
	45,678					

交際費		2,778			3,610	
旅費交通費		33,064			32,522	
租税公課		23,883			17,227	
不動産賃借料		131,057			126,366	
退職給付費用		57,037			57,683	
固定資産減価償却費		22,735			16,581	
福利厚生費		79,311			80,872	
事務手数料	1	22,320			84,588	
諸経費		179,736			183,190	
一般管理費計		1,866,335	41.7		1,922,160	45.5
営業利益		1,415,309	31.6		1,115,567	26.4
営業外収益						
受取利息		0			0	
為替差益		-			-	
有価証券運用益		-			678	
事業再構築引当金戻入		222			-	
雑収入		548			3,846	
営業外収益計		771	0.0		4,525	0.1
営業外費用						
支払利息		280			201	
為替差損		1,184			2,420	
有価証券運用損		1,386			-	
雑損失		257			500	
営業外費用計		3,109	0.1		3,122	0.1
経常利益		1,412,971	31.5		1,116,969	26.4
特別損失						
固定資産減損損失	2	-			95,541	
固定資産除却損失		-			3,268	
事業再構築費用		102,702			-	
事務処理損失		953			15,453	
特別損失計		103,655	2.3		114,263	2.7
税引前当期純利益		1,309,315	29.2		1,002,706	23.7
法人税,住民税及び事業税		613,977	13.7		426,689	10.1
法人税等調整額		26,839	0.6		8,861	0.2
当期純利益		722,177	16.1		567,156	13.4

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	-	-	77,500	31,620	7,462,060	7,571,180	7,881,180	7,881,180
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	-	-	722,177	722,177	722,177	722,177
当期変動額合計	-	-	-	-	-	722,177	722,177	722,177	722,177
当期末残高	310,000	-	-	77,500	31,620	8,184,237	8,293,357	8,603,357	8,603,357

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	-	-	77,500	31,620	8,184,237	8,293,357	8,603,357	8,603,357
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	-	-	567,156	567,156	567,156	567,156
当期変動額合計	-	-	-	-	-	567,156	567,156	567,156	567,156
当期末残高	310,000	-	-	77,500	31,620	8,751,393	8,860,513	9,170,513	9,170,513

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物付属設備 9～18年 器具備品 5～15年 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括損益処理しております。
5. その他 財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成26年3月31日現在)	当事業年度 (平成27年3月31日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 88,020千円 器具備品 48,355千円 リース資産 6,867千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 - 器具備品 11,634千円 リース資産 578千円
2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウエア 10,117千円	2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウエア 10,720千円
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

（損益計算書関係）

前事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日	当事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度に、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額557,461千円は、損益計算書のその他営業収益に含まれております。	1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額24,014千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額68,801千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。

有価証券等売却益（円）

-	2. 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。 <table> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (千円)</th> </tr> <tr> <td>東京都港区</td> <td>旧本社</td> <td>建物付属設備</td> <td>95,541</td> </tr> </table> 旧本社については、本社移転の意思決定に伴い、移転予定日以降、将来の使用が見込まれなくなったため、建物に付帯する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しております。 なお、当該資産の回収可能価額の算定は、使用価値によっており、減損損失の認定時点から移転予定時までの減価償却費相当額を使用価値としております。	場所	用途	種類	減損損失 (千円)	東京都港区	旧本社	建物付属設備	95,541
場所	用途	種類	減損損失 (千円)						
東京都港区	旧本社	建物付属設備	95,541						
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左								

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
発行済株式	6,200株	-	-	6,200株

当事業年度（自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
発行済株式	6,200株	-	-	6,200株

（リース取引関係）

前事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日	当事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 社用車両であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2.固定資産の減却償却方法」に記載の通りであります。	同左

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に

計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

平成26年3月31日現在

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	7,950,582	7,950,582	—
(2)未収委託者報酬	503,082	503,082	—
(3)未収入金	603,386	603,386	—
(4)未払手数料	122,594	122,594	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）未収委託者報酬、(3)未収入金及び(4)未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

（注3）社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

平成27年3月31日現在

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	8,366,245	8,366,245	—
(2)未収委託者報酬	620,043	620,043	—
(3)未収入金	631,179	631,179	—
(4)長期差入保証金	80,034	35,636	44,398
(5)未払手数料	135,048	135,048	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）未収委託者報酬、(3)未収入金及び(5)未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）長期差入保証金

原状回復費見積り額を控除した将来のキャッシュフローを賃貸借契約終了期日までの期間および信用リスクなどを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

（注3）社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度 (平成26年3月31日現在)	当事業年度 (平成27年3月31日現在)
-------------------------	-------------------------

売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 当事業年度の損益 に含まれた評価差額	34,680千円 700千円	売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 当事業年度の損益 に含まれた評価差額	38,658千円 311千円
--	---------------------------	--	---------------------------

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日	当事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

平成23年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

平成23年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

2．退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日
退職給付債務の期首残高	395,579
勤務費用	48,367
利息費用	3,955
数理計算上の差異の発生額	16,744
退職給付の支払額	39,683
退職給付債務の期末残高	391,473

(単位：千円)

	当事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
退職給付債務の期首残高	391,473
勤務費用	46,659
利息費用	3,914
数理計算上の差異の発生額	7,645
退職給付の支払額	8,106
退職給付債務の期末残高	426,295

3．年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日
年金資産の期首残高	266,835
期待運用収益	1,962
数理計算上の差異の発生額	1,742
事業主からの拠出額	51,416
退職給付の支払額	39,683
年金資産の期末残高	278,789

(単位：千円)

	当事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
年金資産の期首残高	278,789
期待運用収益	2,052
数理計算上の差異の発生額	11,804
事業主からの拠出額	50,203
退職給付の支払額	8,106
年金資産の期末残高	311,134

4．退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日
積立型制度の退職給付債務	391,473
年金資産	278,789
	112,684
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	112,684
未認識数理計算上の差異	15,002
未認識過去勤務費用	61,051
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	66,635

(単位：千円)

	当事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
積立型制度の退職給付債務	426,295
年金資産	311,134
	115,161
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	115,161
未認識数理計算上の差異	4,158
未認識過去勤務費用	52,329

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	58,673
---------------------	--------

５．退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日
退職給付費用	41,728
(1)勤務費用	48,367
(2)利息費用	3,955
(3)期待運用収益（減算）	1,962
(4)過去勤務費用の費用処理額	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	17,353

(単位：千円)

	当事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
退職給付費用	42,241
(1)勤務費用	46,659
(2)利息費用	3,914
(3)期待運用収益（減算）	2,052
(4)過去勤務費用の費用処理額	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	15,002

６．年金資産に関する事項

前事業年度（平成26年3月31日現在）

年金資産の内訳

保険資産（一般勘定） 97.2%

その他 2.7%

合計 100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

当事業年度（平成27年3月31日現在）

年金資産の内訳

保険資産（一般勘定） 97.5%

その他 2.5%

合計 100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

７．退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (平成26年3月31日現在)
(1) 割引率	1.0%
(2) 長期期待運用収益率	0.75%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5) 数理計算上の差異の処理年数	1年

	当事業年度 (平成27年3月31日現在)
(1) 割引率	1.0%
(2) 長期期待運用収益率	0.75%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5) 数理計算上の差異の処理年数	1年

8. 確定拠出制度

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は15,309千円であります。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は15,442千円であります。

（税効果会計関係）

前事業年度	当事業年度
自 平成25年4月 1日	自 平成26年4月 1日
至 平成26年3月31日	至 平成27年3月31日

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(単位：千円)		(単位：千円)	
繰延税金資産（流動）		繰延税金資産（流動）	
賞与引当金繰入超過額	14,430	賞与引当金繰入超過額	14,194
未払事業税	27,452	未払事業税	11,023
その他	34,894	その他	64,681
繰延税金資産（流動）合計	76,778	繰延税金資産（流動）合計	89,899
繰延税金負債（流動）との相殺	-	繰延税金負債（流動）との相殺	-
繰延税金資産（流動）の純額	76,778	繰延税金資産（流動）の純額	89,899
繰延税金資産（固定）		繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	24,992	退職給付引当金	20,103
その他	20,704	その他	3,610
繰延税金資産（固定）合計	45,696	繰延税金資産（固定）合計	23,714
繰延税金負債（固定）との相殺	-	繰延税金負債（固定）との相殺	-
繰延税金資産（固定）の純額	45,696	繰延税金資産（固定）の純額	23,714
繰延税金資産合計	122,475	繰延税金資産合計	113,613
繰延税金負債（流動）		繰延税金負債（流動）	
その他	-	その他	-
繰延税金負債（流動）合計	-	繰延税金負債（流動）合計	-
繰延税金資産（流動）との相殺	-	繰延税金資産（流動）との相殺	-
繰延税金負債（流動）の純額	-	繰延税金負債（流動）の純額	-
繰延税金負債（固定）		繰延税金負債（固定）	
事業譲受に係る調整項目	-	事業譲受に係る調整項目	-
繰延税金負債（固定）合計	-	繰延税金負債（固定）合計	-
繰延税金資産（固定）との相殺	-	繰延税金資産（固定）との相殺	-
繰延税金負債（固定）の純額	-	繰延税金負債（固定）の純額	-
繰延税金資産の純額	122,475	繰延税金資産の純額	113,613
	=====		=====

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳
法定実効税率 38.0%	法定実効税率 35.6%
交際費等永久に損金に 算入されない項目 6.3%	交際費等永久に損金に 算入されない項目 7.5%
その他 0.3%	その他 0.2%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率 44.8%	税効果会計適用後の 法人税等の負担率 43.4%
=====	=====

（税率変更に伴う影響）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9,318千円減少し、法人税等調整額は9,318千円増加しております。

（企業結合関係等）

前事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日	当事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
該当事項はありません。	同左

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する差入保証金および長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は89,966千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、資産除去費用の見積額の更新および本社オフィス移転に伴う新たな資産除去債務の発生により31,670千円増加しております。

(セグメント情報)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度

自 平成25年4月 1日

至 平成26年3月31日

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の所 有（被所有） 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
同一の親 会社を持 つ会社	ステート・ス トリート・バン ク・オブ・トラ スト・オブ・カ リフォルニア	米国 マサチューセツ 州ボストン市	29百万 米ドル	銀行、 投資顧問、 投資信託業 務、及びそ らの関連業 務	なし	なし	助言などの 投資顧問サ ビスの提供並 びに受入れ ソフトウェア の使用契約 人件費等及 び事務手数 料の支払	投資顧問料の受 取 ソフトウェア使 用料の支払 投資顧問料の支 払 人件費等の支払 事務手数料の受 取	51,600 190,649 113,920 268,072 557,461	未収入金 未払金	271,658 7,643
	ステート・ス トリート信託 銀行株式 会社	東京都港 区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計 理の事務サ ビスの受入れ 兼職社員の 人件費支払 等	投資信託計理業 務委託 事務所賃借料の 支払 人件費等の支払	35,955 4,173 134,269	前払金	16,211
	ステート・ス トリート・グ ローバル・ア ドバイザー ズ・リミテ ッド・キング ダム	英国 ロンドン	62百万ポ ンド	投資顧問、 投資信託業 務	なし	なし	投資顧問サ ビスの提供並 びに受入れ	投資顧問料の受 取	825	-	-
	ステート・ス トリート・マ ネジメント・S.A	ルクセンブル グ大公国 ルクセンブル グ市	12.5万 ユーロ	サービス 業	なし	あり 当社代表 取締役が 非常勤取 締役に就 任	投資顧問サ ビスの提供	投資顧問料の受 取	56,645	-	-
	ステート・ス トリート・グ ローバル・ア ドバイザー ズ・シンガ ポール	シンガポール 市	136万シ ンガポール ドル	投資顧問 業	なし	なし	投資顧問サ ビスの提供及 びETF商 品の紹介	紹介料の受取	232	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
- 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
- ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
--

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の所 有（被所有） 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
同一の親 会社を持 つ会社	ステート・ス トリート・バン ク・オブ・トラ スト・オブ・カ リフォルニア	米国 マサチューセツ 州ボストン市	29百万 米ドル	銀行、 投資顧問、 投資信託業 務、及びそ れらの関連 業務	なし	なし	助言などの 投資顧問サ ービスの提供 並びに受入れ ソフトウェア の使用契約 人件費等及 び事務手数 料の支払	ソフトウェア使 用料の支払 投資顧問料の支 払 人件費等の支払 事務手数料の受 取 事務手数料の支 払	162,092 107,442 286,824 24,014 84,588	未収入金 未払金	240,569 7,234
	ステート・ス トリート信託 銀行株式 会社	東京都港 区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計 理の事務サ ービスの受入れ 兼職社員の 人件費支払 等	投資信託計理業 務委託 事務所賃借料の 支払 人件費等の支払	35,271 4,173 135,406	前払金	34,267
	ステート・ス トリート・グ ローバル・ア ドバイザー ズ・コンソ リデイト・キ ングダム	英国 ロンドン	62百万ポ ンド	投資顧問、 投資信託業 務	なし	なし	投資顧問サ ービスの提供 並びに受入れ	投資顧問料の受 取 投資顧問料の支 払	440 5,521	-	-
	ステート・ス トリート・マ ジック・S.A	ルクセンブル グ大公国 ルクセンブル グ市	12.5万 ユーロ	サービス 業	なし	あり 当社代表 取締役が 非常勤取 締役に就 任	投資顧問サ ービスの提供	投資顧問料の受 取	66,188	-	-
	ステート・ス トリート・グ ローバル・ア ドバイザー ズ・シンガ ポール	シンガポール 市	136万シ ンガポール ドル	投資顧問 業	なし	なし	投資顧問サ ービスの提供 及びETF商 品の紹介	紹介料の受取	407	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
- 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
- ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日	当事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
1株当たり純資産 1,387,638円26銭 1株当たり当期純利益 116,480円19銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1株当たり純資産 1,479,115円06銭 1株当たり当期純利益 91,476円79銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日	当事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
当期純利益 (千円)	722,177	567,156
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益 (千円)	722,177	567,156
期中平均株式数 (株)	6,200	6,200

(重要な後発事象)

前事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日
本社移転について 平成26年5月、グループの方針として、本社移転が決定いたしました。この移転により、移転費用の発生が見込まれますが、現時点ではその影響を合理的に見積もることができません。

当事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

期 別	第19期中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)	
科 目	金額	構成比
(資 産 の 部)		%
流動資産		
預金	8,647,039	
有価証券	15,289	
前払金	85,124	
前払費用	12,271	
未収入金	588,959	
未収委託者報酬	633,502	
未収収益	150,627	
繰延税金資産	134,892	

流動資産計		10,267,707	97.6
固定資産			
有形固定資産		139,655	
建物附属設備	1	110,285	
器具備品	1	24,161	
リース資産	1	5,208	
無形固定資産		502	
ソフトウェア		502	
投資その他の資産		112,729	
長期差入保証金		79,825	
繰延税金資産		28,054	
その他投資		4,850	
固定資産計		252,888	2.4
資 産 合 計		10,520,595	100.0
(負 債 の 部)			%
流動負債			
預り金		29,136	
未払金		428,995	
未払手数料		129,890	
その他未払金		299,104	
未払費用		1,477	
未払法人税等		264,376	
未払消費税等	2	42,627	
賞与引当金		156,193	
リース債務		1,833	
流動負債計		924,640	8.8
固定負債			
退職給付引当金		66,539	
長期リース債務		3,772	
固定負債計		70,311	0.7
負 債 合 計		994,952	9.5
(純 資 産 の 部)			%
株主資本		9,525,643	90.5
資本金		310,000	
利益剰余金		9,215,643	
利益準備金		77,500	
その他利益剰余金			
別途積立金		31,620	
繰越利益剰余金		9,106,523	
純 資 産 合 計		9,525,643	90.5
負 債 ・ 純 資 産 合 計		10,520,595	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

期 別 科 目	第19期中間会計期間 自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日	
	金額	構成比
営業収益		%
委託者報酬	1,340,579	
投資顧問収入	855,149	
その他営業収益	130,280	
営業収益計	2,326,009	100.0
営業費用・一般管理費		
営業費用	608,775	

支払手数料	297,919		
その他営業費用	310,856		
一般管理費	1	2	1,052,311
営業費用・一般管理費計			1,661,087
営業利益			664,922
営業外収益			220
営業外費用			2,024
経常利益			663,118
特別損失			101,658
税引前中間純利益			561,459
法人税,住民税及び事業税			255,663
法人税等調整額			49,333
中間純利益			355,129
			71.4
			28.6
			0.0
			0.1
			28.5
			4.4
			24.1
			11.0
			2.1
			15.3

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金			利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	-	-	77,500	31,620	8,751,393	8,860,513	9,170,513	9,170,513
当中間期変動額									
中間純利益	-	-	-	-	-	355,129	355,129	355,129	355,129
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	355,129	355,129	355,129	355,129
当中間期末残高	310,000	-	-	77,500	31,620	9,106,523	9,215,643	9,525,643	9,525,643

[重要な会計方針]

	第19期中間会計期間 自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日
1. 資産の評価基準及び 評価方法	有価証券 売買目的有価証券 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却 方法	(1) 有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 8～10年 器具備品 5～7年 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括費用処理しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注 記 事 項

（中間貸借対照表関係）

第19期中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	10,429千円
器具備品	15,070千円
リース資産	1,736千円
2. 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第19期中間会計期間 自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日	
1. 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当中間会計期間に、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額123,284千円は、その他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額246,874千円は、一般管理費に含まれております。	

2. 減価償却実施額

有形固定資産	13,941千円
無形固定資産	301千円
リース資産	1,157千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第19期中間会計期間

自 平成27年4月 1日

至 平成27年9月30日

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	6,200	—	—	6,200

（リース取引）

第19期中間会計期間

自 平成27年4月 1日

至 平成27年9月30日

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

社用車両であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2.固定資産の減価償却方法」に記載の通りであります。

（金融商品関係）

第19期中間会計期間

自 平成27年4月 1日

至 平成27年9月30日

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	8,647,039	8,647,039	—
(2) 未収入金	588,959	588,959	—
(3) 未収委託者報酬	633,502	633,502	—
(4) 長期差入保証金	79,825	47,339	32,485
(5) 未払手数料	129,890	129,890	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬及び、(5) 未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 長期差入保証金

原状回復費見積り額を控除した将来のキャッシュフローを賃貸借契約終了期日までの期間および信用リスクなどを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

（注2）金銭債権の中間決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものはありません。

（有価証券関係）

第19期中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)	
売買目的の有価証券	
貸借対照表計上額	15,289千円
当事業年度の損益に含まれた評価差額	1,389千円

（資産除去債務関係）

第19期中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)	
当中間会計期間において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は35,341千円であります。資産除去債務の総額は当中間会計期間において、資産除去費用の見積額の更新および旧本社オフィス及びバックアップセンターの退去に伴う資産除去債務の履行により54,624千円減少しております。	

（デリバティブ取引関係）

第19期中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)	
当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。	

（セグメント情報等）

第19期中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)	
-------------------------------	--

（セグメント情報）

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

（セグメント関連情報）

1. 商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除いております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第19期中間会計期間

自 平成27年4月 1日

至 平成27年9月30日

1株当たり純資産額 1,536,394円06銭

1株当たり中間純利益 57,279円00銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第19期中間会計期間 自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日	
中間純利益（千円）	355,129
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる中間純利益（千円）	355,129
期中平均株式数（株）	6,200

（重要な後発事象）

第19期中間会計期間

自 平成27年4月 1日

至 平成27年9月30日

（親会社の異動）

当社の親会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（米国デラウェア州）は、平成27年11月19日付にて、その保有する当社の全株式6,200株（持分100%）を同社が新たに設立するステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（東京都港区）に譲渡する事を決定致しました。また、当社定款の定めに基づき、当該株式の譲渡を同年11月20日付にて当社取締役会で承認しております。尚、当社全株式の譲渡は同年11月30日までに完了しており、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社が当社の親会社となりました。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

342,037百万円（平成27年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成27年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円 (平成27年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、受益権の設定に係る振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として受益権の募集・売出しの取扱い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (2) 目論見書の表紙および裏表紙に、委託会社の名称および本店の所在地、販売会社等の名称、当ファンドの基本的形態等を記載すること、委託会社および当ファンドのロゴマークを表示し、図案を採用することがあります。
- (3) 目論見書の表紙等に、以下のような別称を使用することがあります。
交付目論見書 「投資信託説明書（交付目論見書）」
請求目論見書 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (4) 目論見書の表紙裏に、以下の事項を記載することがあります。
「当ファンドは、有価証券などの値動きのある証券に投資します（また、外国証券にはこの他に為替変動もあります。）ので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではありません。」
- (5) 請求目論見書に当ファンドの信託約款の全文を記載します。
- (6) 目論見書の表紙裏などに「契約締結前のご留意事項」として、ファンドに係るリスク、手数料等について記載することがあります。
- (7) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月24日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

丘本 正彦

印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

櫻井 雄一郎

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月25日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 櫻井 雄一郎 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 伊藤 雅人 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（ ）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

